

消費税及び地方消費税の 申告書（一般用）の書き方

法人用

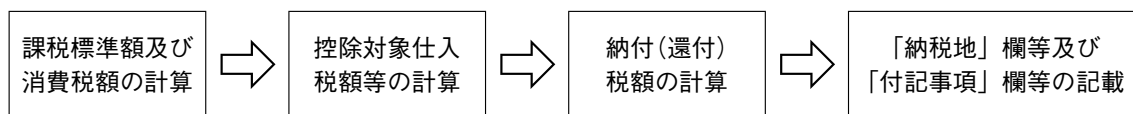
税務署

- この「書き方」では、「消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表」及び「消費税及び地方消費税の申告書第二表」と、これに添付する次の付表について、法人向けに一般的な事項を説明します。
 - ・ 付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（R2.4.1以後終了課税期間用）
 - ・ 付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（R2.4.1以後終了課税期間用）
- この「書き方」は、簡易課税制度を適用しないで消費税及び地方消費税の確定申告書又は仮決算による中間申告書を作成する際にご利用ください。
 - ※ 簡易課税制度を選択している法人（基準期間（前々事業年度）の課税売上高が5,000万円以下である場合に限ります。）は、「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方」をご利用ください。
- 控除不足還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（法人用）」を申告書に添付する必要があります。
 - ※ 控除不足還付税額がない申告書（中間納付還付税額のみ）の還付申告書には添付する必要はありません。
- お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。
 - ※ 税務署では、納税者の方からの税に関する一般的な相談を、各国税局及び国税事務所が設置する「電話相談センター」で集中的に受け付けています。税務署におかけになった電話は、全て自動音声により案内していますので、用件に応じて番号を選択してください。
- 国税庁ホームページでは消費税に関する法令解釈通達、質疑応答事例、消費税法の改正に関する各種パンフレットなどを掲載しています。また、申告や届出に際し必要な様式をダウンロードすることもできますので是非ご利用ください（国税庁ホームページアドレスは<https://www.nta.go.jp>）。

〈令和4年4月作成〉

《申告書の作成手順（特定課税仕入れがない場合）》

申告書の作成は、次の手順で行います。



❗ 消費税の税率の引上げと同時に消費税の軽減税率制度が実施され、消費税の税率は標準税率と軽減税率の複数税率となりました。

❗ この「書き方」は、申告に係る課税期間に標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみを行った（付表1-3を用いて計算する）場合について説明しています。

旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、地方消費税額の計算方法が異なるため、付表1-1を用いて計算します。

この場合の申告書の作成手順については、パンフレット「法人用 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方（令和2年4月）」を参考にしてください。

パンフレットや使用する付表は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者の方へ

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響により期限までに申告・納付ができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、個別指定による期限延長が認められます。

その他、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴う税法上の取扱いについては、国税庁ホームページ「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご覧ください。

○ 新型コロナウイルス感染症等の影響に伴い、事業者の方が国や地方公共団体から支給を受ける助成金や給付金については、一般的に、資産の譲渡や役務の提供等を行うことの反対給付として受けるものではないことから、消費税の課税対象とはなりません（消費税不課税）。

消費税の税率と軽減税率制度

○ 消費税率等

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告書は、課税取引を税率ごとに区分経理した帳簿等に基づき作成する必要があります。

○ 軽減税率の適用対象

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

- ① 酒類・外食を除く飲食料品、② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

○ 帳簿及び請求書等の記載と保存（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

《帳簿と区分記載請求書等の記載事項》

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称	① 請求書発行者の氏名又は名称
② 取引年月日	② 取引年月日
③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)	③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
④ 対価の額	④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額
	⑤ 請求書受領者の氏名又は名称 [*] ※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載を省略できます。

(注1) 3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

(注2) 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。インボイス制度の下では、区分記載請求書等に代えて「適格請求書」（インボイス）等と帳簿の保存が仕入税額控除の要件となります。

詳しくは、10ページをご覧ください。

○ 中小事業者の税額計算の特例

軽減税率制度が実施された令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間（適用対象期間）において、売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が5,000万円以下の事業者をいいます。）に対して、売上げの一定割合を軽減税率の対象売上げとして、売上税額を計算することができる特例が設けられています。

使用できる「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて次のとおりとなります。

1 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（小売等軽減仕入割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

→ 第5-(2)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔小売等軽減仕入割合を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

2 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する10営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

※ 通常の連続する10営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であれば、いつかは問いません。

→ 第5-(1)号様式「課税資産の譲渡等の対価の額の計算表〔軽減売上割合（10営業日）を使用する課税期間用〕」を作成する必要があります。

3 上記1及び2の割合の計算が困難な場合

1及び2の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を $\frac{50}{100}$ とすることができます。

※ 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね50%以上である事業者をいいます。

→ 上記1又は2記載の様式を作成する必要があります。

その他、軽減税率制度に関して詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

- ① 特定課税仕入れがある場合には、リバースチャージ方式による申告が必要となります（下記参照）。リバースチャージ方式による申告書の書き方については、29ページからの《特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順》をご覧ください。

リバースチャージ方式による申告が必要な場合について

国内において行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。

「特定課税仕入れ」がある課税期間において、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満の事業者は、リバースチャージ方式による申告が必要となります。

※1 一般課税で申告を行う事業者であっても課税売上割合が95%以上である課税期間や、簡易課税制度が適用される課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。また、免税事業者は、特定課税仕入れについても消費税の納税義務が免除されていますので、リバースチャージ方式による申告は必要ありません。

※2 免税事業者である国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」も「特定課税仕入れ」に該当します。

○ 「事業者向け電気通信利用役務の提供」について

電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる「電気通信利用役務の提供」について、その役務の提供が消費税の課税対象となる国内取引に該当するか否かの判定基準（内外判定基準）は、「役務の提供を受ける者の住所等」とされています。このため、国内に住所等を有する者に提供する「電気通信利用役務の提供」については、国内、国外いずれから提供を行っても課税対象となります。

また、国外事業者が行う「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、当該役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

○ 「特定役務の提供」について

国外事業者が、国内において、対価を得て他の事業者に対して行う映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う「特定役務の提供」については、当該役務の提供を受けた事業者が申告・納税を行うこととなります（リバースチャージ方式）。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について」に掲載している各種パンフレットやQ & A等をご覧ください。

○ 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限について

国内において行う居住用賃貸建物（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産^{※1}又は調整対象自己建設高額資産^{※2}に該当するもの）に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません（以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。）。

この制限は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、この制限は適用されません。

※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れ等に係る支払対価の額（税抜き）が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」について、その後、一定期間内に課税賃貸用（非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用）に供した場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することになります。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している「消費税法改正のお知らせ（令和2年4月）」をご覧ください。

① 作成した申告書は、提出期限内に納税地を所轄する税務署に提出してください。

ただし、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（免税売上高を含みます。）が1,000万円（年換算額）以下の法人は免税事業者に該当しますので、確定申告書を提出する必要はありません。

※ 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（その事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間）における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

※ 基準期間において免税事業者であった場合は、基準期間における課税売上高には消費税が含まれていませんので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜きの処理を行う必要はありません。

① 基準期間がない法人でその事業年度の開始の日の資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上の法人（以下「新設法人」といいます。）及び消費税課税事業者選択届出書を提出している法人は課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

また、基準期間がない法人でその事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人（以下「新規設立法人」といいます。）のうち、次の①、②のいずれにも該当する法人（以下「特定新規設立法人」といいます。）については、課税事業者となりますので、確定申告書を提出する必要があります。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること。

※ 次の①又は②の課税期間中に調整対象固定資産（購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合、その課税期間の初日から原則として3年間は、新設法人及び特定新規設立法人については納税義務が免除されず、課税事業者を選択した法人については免税事業者となることができませんので、確定申告書を提出する必要があります。

また、この間は簡易課税制度を適用することもできません。

① 新設法人及び特定新規設立法人については、基準期間がない各課税期間中

② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した法人については、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中

◇ 高額特定資産を取得した場合等の納税義務の免除の特例

- ① 事業者が一般課税で確定申告を行う課税期間中に、高額特定資産（又は自己建設高額特定資産）の仕入れ等を行った場合は、当該高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等に要した課税仕入れ等の支払対価の額（税抜き）の累計額が1,000万円以上となった日）の属する課税期間の翌課税期間から、その仕入れ等の日（又は当該建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、免税事業者になることができません。

また、その高額特定資産の仕入れ等の日（又は当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日）の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

（注）自己建設高額特定資産とは、他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産をいいます。

- ② 事業者が、高額特定資産である棚卸資産等又は調整対象自己建設高額資産について、消費税法第36条第1項又は第3項の規定（以下「棚卸資産の調整措置」といいます。）の適用を受けた場合には、その適用を受けた課税期間の翌課税期間からその適用を受けた課税期間（その適用を受けることとなった日の前日までに建設等が完了していない調整対象自己建設高額資産にあっては、その建設等が完了した日の属する課税期間）の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、免税事業者になることができません。

また、当該3年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することができません。

◇ 免税事業者に該当する法人が、確定申告書を提出して還付を受けようとする場合には、原則、還付を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要がありますのでご注意ください。

◇ 申告による納付税額は、申告書の提出期限までに納付してください。

なお、税務署から送付された申告書に中間納付税額及び中間納付譲渡割額が印字されている場合でも、その全部又は一部が納付されていないときは、速やかに納付してください。

また、納期限（申告書の提出期限）までに納付されていない場合には延滞税が課されます。

○ 法人に係る消費税の申告期限の特例について

「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける法人が、「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度^{※1}以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告の期限が1月延長されます。

また、「法人税の申告期限の延長の特例」の適用を受ける通算法人（旧連結親法人）又はその通算子法人（旧連結子法人）が「消費税申告期限延長届出書」を提出した場合にも、その提出をした日の属する事業年度（その事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出した場合のその事業年度を含みます。）以後の各事業年度終了の日の属する課税期間^{※2}に係る消費税の確定申告の期限が1月延長されます。

※1 令和4年4月1日以後に開始する事業年度については、通算法人の場合のその提出をした日が事業年度終了の日の翌日から45日以内である場合のその事業年度を含みます。

※2 令和4年4月1日以前に開始した連結事業年度終了の日の属する課税期間に限ります。

(注) この特例の適用により、消費税の確定申告の期限が延長された期間の消費税及び地方消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付することとなります。

○ e-Taxの義務化について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から、一定の法人が行う法人税等及び消費税等の申告は、添付書類（消費税等の申告の場合は、「付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表」など）を含めて、e-Taxにより提出することが義務付けられています。

また、令和4年4月1日以後に開始する事業年度等から通算法人の法人税等の確定申告書等についてもe-Taxによる提出が義務化されました。

1 対象税目・手続は？

法人税及び地方法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書等の提出

2 e-Tax義務化対象法人とは？

法人税等	内国法人のうち、事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）、相互会社、投資法人及び特定目的会社
消費税等	上記に掲げる法人に加え、国及び地方公共団体（地方公営企業を含む。） なお、通算法人は、事業年度開始の時点において資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人のみとなります。

○ e-Taxの利用について

e-Tax（国税電子申告・納税システム）は、オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、法人税や消費税等の申告・納付ができます。

なお、税理士等が納税者の依頼を受けてe-Taxにより申告書等を送信する場合には、納税者本人の電子署名の付与及び電子証明書の添付は必要ありません。e-Taxの義務化となる法人以外の方もe-Taxをぜひご利用ください。

詳しくは、e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）に係る登録申請手続

令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されます。

インボイス制度の下では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（インボイス）等の保存が必要となります。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「適格請求書発行事業者」の登録を受けることが必要です。

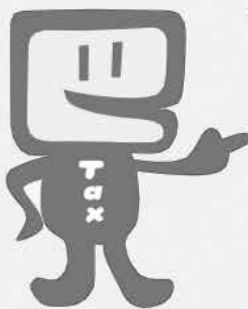
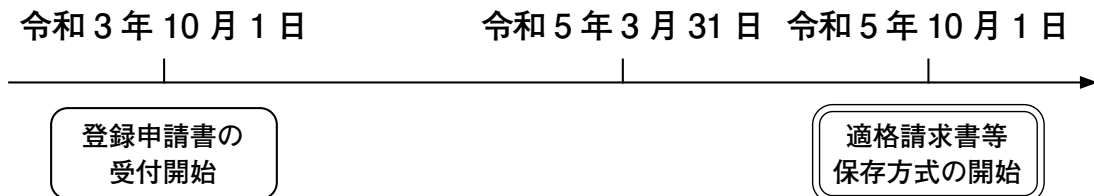
税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などが通知され、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において事業者の情報（名称、登録番号、登録年月日及び本店所在地又は主たる事務所の所在地等）が公表されます。

【登録に当たっての留意事項】

- ・登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
- ・課税事業者であっても、自動的に登録されるわけではなく、登録申請手続が必要です。
- ・令和5年10月1日の制度開始からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。

【制度開始までのスケジュール】

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請手続を行う必要があります。



登録申請手続は、 e-Tax をご利用ください!!

- 「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度の概要

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式です。

インボイス制度の下では、買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、「適格請求書発行事業者」が交付するインボイス等の保存が必要となります。

売手がインボイスを交付するためには、所轄税務署長から「適格請求書発行事業者」の登録を受ける必要があります。

■ 適格請求書発行事業者の登録を受けた場合《売手としての留意点》

- ・ 軽減税率対象取引の有無にかかわらず、買手である課税事業者から求められた場合には、インボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。
- ・ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われぬ限り、消費税の申告が必要です。
- ・ インボイス制度に対応するためには、現在使用している請求書等の様式の改定や、取引先への登録番号の通知など、事業実態に応じて準備を行う必要があります。

■ 仕入税額控除の要件《買手としての留意点》

- ・ 仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、一定の事項を記載した帳簿及びインボイス等の保存が必要です。
 - ※ 帳簿の記載事項については、現行の区分記載請求書等保存方式と同様です。
 - ※ 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、インボイス等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。
- ・ 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることはできません。
 - ※ ただし、一定期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

■ インボイスとは

インボイスとは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」が追加されたものをいいます。

請求書		△△商事(株)	
11月分 131,200円		登録番号 T012345...	
11月30日		××年11月30日	
日付	品名	金額	
11/1	魚 *	5,000円	
11/1	豚肉 *	10,000円	
11/2	タオルセット	2,000円	
...			
合計	120,000円	消費税	11,200円
8%対象	40,000円	消費税	3,200円
10%対象	80,000円	消費税	8,000円

【記載事項】

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※ 不特定多数の方に対して販売等を行う、小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、記載事項を簡略化した「適格簡易請求書」（簡易インボイス）を交付することができます。

■ インボイス制度に関するお問い合わせ先

インボイス制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター

専用ダイヤル **0120-205-553**（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

※ インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問に対応しています。

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイドンスに沿って「3」を押していただいてもつながります（インボイス制度及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります）。税務署の連絡先は国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）でご案内しています。

税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイドンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ➡



I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率であるため、課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

設 例

株式会社国税商事の当課税期間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

なお、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引はありません。

また、売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例（注1）は適用していません。

項 目	課税期間の 合計金額	うち税率6.24% 適用分	うち税率7.8% 適用分
1 売上高	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	339,278,000	203,878,000	135,400,000
(2) 免税売上高	11,000,000	-	-
(3) 非課税売上高	7,000,000	-	-
2 売上対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	9,256,820	4,521,120	4,735,700
3 課税仕入れの金額（税込み）	214,958,000	120,228,000	94,730,000
4 仕入対価の返還等の金額 （課税仕入れに係るもの（税込み））	13,750,000	7,850,000	5,900,000
5 貸倒処理した金額（税込み）	1,230,000	-	1,230,000
6 中間納付消費税額	5,460,300	-	-
7 中間納付地方消費税額	1,540,000	-	-

（注1） 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対しては、売上税額の計算の特例が設けられています。詳しくは、4ページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

（注2） 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-3①～②欄の作成）

■ 1 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分 A

$$203,878,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{108} = 188,775,925\text{円}$$

税率7.8%適用分 B

$$135,400,000\text{円（課税売上高（税込み））} \times \frac{100}{110} = 123,090,909\text{円}$$

合計 C

$$188,775,925\text{円} + 123,090,909\text{円} = 311,866,834\text{円}$$

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

■ 2 「課税標準額①」欄

■ 1 で算出した課税資産の譲渡等の対価の額の千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分 A

$$188,775,925\text{円} \Rightarrow 188,775,000\text{円（千円未満切捨て）}$$

税率7.8%適用分 B

$$123,090,909\text{円} \Rightarrow 123,090,000\text{円（千円未満切捨て）}$$

合計 C

$$188,775,000\text{円} + 123,090,000\text{円} = 311,865,000\text{円}$$

■ 3 「消費税額②」欄

■ 2 で算出した課税標準額に6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分 A

$$188,775,000\text{円（課税標準額）} \times 6.24\% = 11,779,560\text{円}$$

税率7.8%適用分 B

$$123,090,000\text{円（課税標準額）} \times 7.8\% = 9,601,020\text{円}$$

合計 C

$$11,779,560\text{円} + 9,601,020\text{円} = 21,380,580\text{円}$$

《消費税額等を明示して代金領収する場合の課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置》

① 税込価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、領収書等で税込価格とその税込価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額の1円未満の端数を税率の異なるごとに区分して処理した後の金額をそれぞれ明示し、その端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年財務省令第92号）（以下「平成15年改正省令」といいます。）附則第2条第3項の方法）を適用する場合は、税込価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額からその消費税及び地方消費税相当額の累計額をそれぞれ控除した残額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、領収書等に明示した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

② 税抜価格を基礎として代金決済を行う場合

代金領収の都度、本体価格と消費税及び地方消費税相当額とを区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算する方法（平成15年改正省令附則第2条第2項の方法（旧消費税法施行規則第22条第1項））を適用する場合は、本体価格を税率の異なるごとに区分して合計した金額（千円未満切捨て）が課税標準額となります。また、この場合の消費税額は、本体価格と区分して領収した消費税及び地方消費税相当額を税率の異なるごとに区分した累計額に $\frac{62.4}{80}$ 又は $\frac{78}{100}$ を掛けて計算します。

総額表示義務の対象となる取引については、平成26年4月1日以後に行った課税資産の譲渡等から旧消費税法施行規則第22条第1項の規定を適用することができます。

Ⅲ 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-3の作成）

■ 1 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分 A

$$203,878,000円 \times \frac{100}{108} - 4,521,120円 \times \frac{100}{108} = 184,589,703円$$

税率7.8%適用分 B

$$135,400,000円 \times \frac{100}{110} - 4,735,700円 \times \frac{100}{110} = 118,785,728円$$

合計 C

$$184,589,703円 + 118,785,728円 = 303,375,431円$$

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けた金額が①A欄又は①B欄の金額となります。

■ 2 「免税売上額②」欄

課税資産の譲渡等のうち、消費税法第7条及び第8条並びに租税特別措置法等の規定により、消費税が免除される課税資産の譲渡等の対価の額を②欄に記載します。

設例の場合は、免税売上高11,000,000円を記載します。

(注) 国内で譲渡すれば非課税売上げとなる資産を輸出した場合や、海外で自ら使用又は譲渡するために資産を輸出した場合の輸出取引等に係る金額は、課税売上割合の計算上は免税売上額として取り扱われますから、その金額を「非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額③」欄に記載します。

■ 3 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高7,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 4 「課税売上割合⑧」欄

$$\frac{303,375,431円（課税売上額（税抜き）） + 11,000,000円（免税売上額）}{303,375,431円（課税売上額（税抜き）） + 11,000,000円（免税売上額） + 7,000,000円（非課税売上額）} = \frac{314,375,431円（④欄）}{321,375,431円（⑦欄）} = 97.821\cdots\% \geq 95\%$$

(注) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

設例の場合は、97%を記載します。

■ 5 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

$$120,228,000円 - 7,850,000円 = 112,378,000円$$

税率7.8%適用分 B

$$94,730,000円 - 5,900,000円 = 88,830,000円$$

合計 C

$$112,378,000円 + 88,830,000円 = 201,208,000円$$

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

(注3) 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限の規定の適用を受けた場合、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額は仕入税額控除の対象となりませんので、その課税仕入れ等の支払対価の額（税込み）は含めずに記載します。

■ 6 「課税仕入れに係る消費税額^⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\boxed{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} - \boxed{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

(設例の場合)

税率6.24%適用分 A

$$120,228,000円 \times \frac{6.24}{108} - 7,850,000円 \times \frac{6.24}{108} = 6,492,951円$$

税率7.8%適用分 B

$$94,730,000円 \times \frac{7.8}{110} - 5,900,000円 \times \frac{7.8}{110} = 6,298,855円$$

合計 C

$$6,492,951円 + 6,298,855円 = 12,791,806円$$

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額^⑬」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)^⑭」欄に記載します。

■ 7 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑩」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑪～⑭」欄

❖ 課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れ等の税額の合計額が全額控除対象となりますから、⑮欄の金額をそのまま⑯欄に記載します。

設例の場合、課税期間中の課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が97.821…%ですので⑮A欄の6,492,951円をそのまま⑯A欄に、⑮B欄の6,298,855円をそのまま⑯B欄に、⑮C欄の12,791,806円をそのまま⑯C欄に記載します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。
なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

❖ 課税期間中の課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合は、適用する控除方式に応じて記載します。

(1) 個別対応方式の場合は、課税仕入れ等の税額のうち課税売上げにのみ要するものを⑰欄に、課税売上げと非課税売上げに共通して要するものを⑱欄に記載し、⑲欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

(2) 一括比例配分方式の場合は、⑳欄の計算式に従って計算した金額を同欄に記載します。

■ 8 「差引・控除対象仕入税額㉑」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉑欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉒」欄に記載します。

■ 9 「貸倒回収に係る消費税額㉓」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

IV 納付（還付）税額の計算（付表1-3③～⑬欄の作成）

■ 1 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3 の⑳ A 欄と㉑ A 欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3 の⑳ B 欄と㉑ B 欄の合計金額を記載します。

■ 2 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3 の㉒ A 欄の金額6,492,951円を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3 の㉒ B 欄の金額6,298,855円を記載します。

合計 C

6,492,951円 + 6,298,855円 = 12,791,806円

■ 3 「売上げの返還等対価に係る税額⑤-1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率6.24%適用分 A

4,521,120円（売上対価の返還等の金額（税込み））× $\frac{6.24}{108} = 261,220$ 円

税率7.8%適用分 B

4,735,700円（売上対価の返還等の金額（税込み））× $\frac{7.8}{110} = 335,804$ 円

合計 C

261,220円 + 335,804円 = 597,024円

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 4 「返還等対価に係る税額⑤」欄

税率6.24%適用分 A

■ 3 の金額261,220円を記載します。

税率7.8%適用分 B

■ 3 の金額335,804円を記載します。

合計 C

261,220円 + 335,804円 = 597,024円

■ 5 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

税率7.8%適用分 B

$$1,230,000\text{円（貸倒金額）} \times \frac{7.8}{110} = 87,218\text{円}$$

合計 C

87,218円

■ 6 「控除税額小計⑦」欄

税率6.24%適用分 A

$$6,492,951\text{円} + 261,220\text{円} = 6,754,171\text{円}$$

税率7.8%適用分 B

$$6,298,855\text{円} + 335,804\text{円} + 87,218\text{円} = 6,721,877\text{円}$$

合計 C

$$6,754,171\text{円} + 6,721,877\text{円} = 13,476,048\text{円}$$

■ 7 「差引税額⑨」欄

表示の計算式（②+③-⑦）により計算した金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$21,380,580\text{円} - 13,476,048\text{円} = 7,904,532\text{円}$$

$$7,904,532\text{円} \Rightarrow 7,904,500\text{円（百円未満切捨て）}$$

■ 8 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑪」欄

⑨欄の金額7,904,500円を記載します。

■ 9 「譲渡割額・納税額⑬」欄

⑪欄の金額に $\frac{22}{78}$ を掛けた金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

$$7,904,500\text{円} \times \frac{22}{78} = 2,229,474\text{円}$$

$$2,229,474\text{円} \Rightarrow 2,229,400\text{円（百円未満切捨て）}$$

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-3及び付表2-3の作成が終わりましたら、付表1-3から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額		①	付表1-3①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表1-3①-1A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表1-3①-1B欄の金額
		⑦	付表1-3①-1C欄の金額
消費税額		⑪	付表1-3②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表1-3②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表1-3②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表1-3⑤C欄の金額
売上げの返還等対価に係る税額		⑱	付表1-3⑤-1C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表1-3⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表1-3⑩欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

VI 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第一表の作成

■ 1 「この申告書による消費税の税額の計算」欄の記載

申告書第二表の作成が終わりましたら、申告書第二表及び付表1-3、2-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目	
課税標準額	①	申告書第二表①欄の金額	
消費税額	②	申告書第二表⑩欄の金額	
控除過大調整税額	③	付表 1-3 ③C欄の金額	
控除税額	控除対象仕入税額	④	付表 1-3 ④C欄の金額
	返還等対価に係る税額	⑤	申告書第二表⑰欄の金額
	貸倒れに係る税額	⑥	付表 1-3 ⑥C欄の金額
	控除税額小計	⑦	付表 1-3 ⑦C欄の金額
控除不足還付税額	⑧	付表 1-3 ⑧欄の金額	
差引税額	⑨	付表 1-3 ⑨欄の金額	
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	付表 2-3 ④欄の金額
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	付表 2-3 ⑦欄の金額

(1) 「中間納付税額⑩」欄

中間申告した税額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は5,460,300円）。

(注1) 当該課税期間における中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

(注2) 税務署から送付した申告書は、中間納付税額がある場合、その金額が印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付税額は印字されません。

(注3) 納付した税額ではなく、申告した税額を記載して下さい。

(2) 「納付税額⑪」欄又は「中間納付還付税額⑫」欄

表示の計算式により納付税額又は中間納付還付税額を計算します。

■ 2 「この申告書による地方消費税の税額の計算」欄の記載

付表1-3から次のとおり申告書第一表に必要な事項を転記します。

申告書第一表の記載項目		転記元項目	
地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	付表 1-3 ⑩欄の金額
	差引税額	⑱	付表 1-3 ⑪欄の金額
譲渡割額	還付額	⑲	付表 1-3 ⑫欄の金額
	納税額	⑳	付表 1-3 ⑬欄の金額

(1) 「中間納付譲渡割額⑳」欄

中間申告した譲渡割額がある場合に、その金額の合計額を記載します（設例の場合は1,540,000円）。

(注1) この課税期間における中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額を記載します。なお、中間申告が3月ごと・1月ごとである場合には、各中間申告書の「納付すべき地方消費税額」欄の金額の合計額を記載します。

(注2) 税務署から送付された申告書の「中間納付税額㉑」欄に中間納付税額が印字されている場合は、この欄も印字されています。ただし、1月ごとの中間申告を行った場合、中間納付譲渡割額は印字されません。

(注3) 納付した税額ではなく、申告した税額を記載して下さい。

(2) 「納付譲渡割額㉒」欄又は「中間納付還付譲渡割額㉓」欄

表示の計算式により納付譲渡割額又は中間納付還付譲渡割額を計算します。

■ 3 「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）税額㉔」欄の記載

(㉑+㉒) - (㉑+㉒+㉑+㉓) の計算式で計算した金額を記載します（還付となる場合はマイナス「-」を付けて記載します。「△」は記載しないでください）。

Ⅶ その他の項目の記載

■ 1 申告書第一表及び第二表の「納税地」欄等の記載

- (1) 「納税地」欄には、本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
ただし、本店又は主たる事務所の所在地以外の事業所や事務所の所在地を所轄する税務署に申告する法人は、事務所等の所在地を記載し、その下に本店等の所在地をカッコ書で記載します。
- (2) 「法人名」欄には、法人の名称を記載します。
なお、合併法人が被合併法人の最終事業年度の申告をする場合には、被合併法人名を合併法人名の下にかっこ書で記載します。
- (3) 「法人番号」欄には、国税庁長官から通知を受けた13桁の法人番号を記載します。
- (4) 「※税務署処理欄」は、記載しないでください。
- (5) 「自^{平成}_{令和} 年 月 日 至令和 年 月 日」欄には、申告しようとする課税期間を記載します。
なお、仮決算による中間申告の場合は、「中間申告の場合の対象期間」欄に中間申告の対象期間の初日及び末日を併せて記載します。
(注) 元号欄について、「平成」又は「令和」を○印で囲んでください。なお、○印で囲んでいない場合でも、有効な申告書として取り扱います。
- (6) 「課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書」欄の()には「確定」と記載します。
なお、仮決算による中間申告をする場合は「中間」と記載します。

■ 2 申告書第一表の「付記事項」欄等の記載

- (1) 「付記事項」欄及び「参考事項」欄には、それぞれに掲げる項目の該当する箇所に○印を付すとともに、基準期間の課税売上高を記載してください。
イ 「課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用」欄には、その売上げの一部について課税標準額に対する消費税額の計算に関する経過措置（平成15年改正省令附則第2条）を適用する売上げがある場合に「有」欄に○印を付してください（14ページ点線枠内参照）。
ロ 「基準期間の課税売上高」欄には、この申告に係る課税期間の基準期間（前々事業年度）における課税売上高（税抜き）から、課税売上げに係る対価の返還等の金額（税抜き）を控除し、免税売上高を加算した金額を記載してください。
- (2) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、「消費税及び地方消費税の合計（納付又は還付）」税額[㊟]」欄がマイナスとなる場合に、還付を受けようとする金融機関等を次により記載してください。
イ 銀行等の預金口座の場合
金融機関名、本支店名、預金種類及び口座番号を記載してください。
ロ ゆうちょ銀行の貯金口座の場合
貯金総合通帳の記号番号のみを記載してください。
※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。

- (3) 「税理士法第30条の書面提出有」欄及び「税理士法第33条の2の書面提出有」欄は、当該書面を提出する場合に該当する箇所に○印を付してください。

■ 3 申告書第二表の「改正法附則による税額の特例計算」欄の記載

「改正法附則による税額の特例計算」欄には、売上げを税率の異なるごとに区分して合計することが困難な中小事業者が、軽減売上割合（10営業日）の特例（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第38条第1項）又は小売等軽減仕入割合の特例（同附則第38条第2項）を適用する場合、該当する箇所に○印を付してください。

○ 「申告書等用紙」の送付取りやめについて

令和5年4月送付分（令和5年3月決算分）までは、前年の確定申告を書面で行った法人（税理士関与法人を除く。）のうち、消費税等確定申告書の翌年以降送付不要欄に「○」を記載していない法人に、消費税等確定申告書の「申告書等用紙」^{*}を送付しておりましたが、令和5年5月送付分（令和5年4月決算分）からは、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、「申告書等用紙」の送付に代えて、確定申告書提出期限や提出部数及び中間申告額などを記載した「申告のお知らせ」を送付します（消費税中間申告書については、従来のとおり送付します。）。

「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は出来かねますので、確定申告書の提出に際しましては、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

なお、書面の「申告書等用紙」を必要とされる法人の方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に各種様式を掲載していますので、そちらを出力してご利用いただきますようお願いいたします。

《掲載先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」
→「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」→「確定申告等情報」
→「消費税・地方消費税」

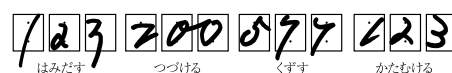
^{*} 「申告書等用紙」とは、申告書、付表及び消費税の還付申告に関する明細をいいます。

- ◇ 「OCR入力用」の確定申告書は、機械で読み取りますので、数字を記入する際には、黒のボールペンで指定のマス目の中にいねいに記入してください。

(記入例) ○ 良い例



× 悪い例



○ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



法人用

第一表

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

令和 年 月 日	税務署長殿
納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ
法人名	株式会社 国税商事
法人番号	1 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
(フリガナ)	コクゼイ カズオ
代表者氏名	国税 一夫

※	一連番号	
所管	要否	整理番号
申告年月日	令和 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定 局指定
通信日付印	確認	
年 月 日		
指導年月日	相談	区分1 区分2 区分3
令和		

自 平成 4 年 1 月 1 日
 至 令和 4 年 1 2 月 3 1 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

（ 中間申告 自 平成 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日 ）

この申告書による消費税の税額の計算		十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	
課税標準額	①	3 1 1 8 6 5 0 0 0	03
消費税額	②	2 1 3 8 0 5 8 0	06
控除過大調整税額	③		07
控除	④	1 2 7 9 1 8 0 6	08
返還等対価に係る税額	⑤	5 9 7 0 2 4	09
貸倒れに係る税額	⑥	8 7 2 1 8	10
控除税額小計	⑦	1 3 4 7 6 0 4 8	
控除不足還付税額	⑧		13
差引税額	⑨	7 9 0 4 5 0 0	15
中間納付税額	⑩	5 4 6 0 3 0 0	16
納付税額	⑪	2 4 4 4 2 0 0	17
中間納付還付税額	⑫	0 0	18
この申告書が修正申告である場合	⑬		19
既確定税額	⑭		
差引納付税額	⑮	0 0	20
課税売上割	⑯	3 1 4 3 7 5 4 3 1	21
課税資産の譲渡等の対価の額	⑰		
資産の譲渡等の対価の額	⑱	3 2 1 3 7 5 4 3 1	22
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税	⑲		51
控除不足還付税額	⑳		
差引税額	㉑	7 9 0 4 5 0 0	52
譲渡割額	㉒		53
還付額	㉓		
納税額	㉔	2 2 2 9 4 0 0	54
中間納付譲渡割額	㉕	1 5 4 0 0 0 0	55
納付譲渡割額	㉖	6 8 9 4 0 0	56
中間納付還付譲渡割額	㉗	0 0	57
この申告書が修正申告である場合	㉘		58
既確定譲渡割額	㉙		
差引納付譲渡割額	㉚	0 0	59
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉛	3 1 3 3 6 0 0	60

付記事項	割賦基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="radio"/>	有	<input type="radio"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="radio"/>	個別対応方式			41
	上記以外	<input type="radio"/>	一括比例配分方式			
	基準期間の課税売上高		<input type="radio"/>	全額控除		
還付を受ける金融機関等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士名						
	(電話番号)	-				
<input type="radio"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="radio"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

㉚ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕ + ㉖)・修正申告の場合㉚ = ㉑ + ㉒
 ㉚が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	千代田区神田錦町〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カブシキガイシャ コクゼイショウジ
法人名	株式会社 国税商事
(フリガナ)	コクゼイ カズオ
代表者氏名	国税 一夫

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52

第二表

自 令和 4年 1月 1日
至 令和 4年 12月 31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

中間申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		3 / 1 8 6 5 0 0 0	

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②		02
	4 % 適用分	③		03
	6.3 % 適用分	④		04
	6.24 % 適用分	⑤	1 8 8 7 7 5 9 2 5	05
	7.8 % 適用分	⑥	1 2 3 0 9 0 9 0 9	06
		⑦	3 / 1 8 6 6 8 3 4	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		11
	7.8 % 適用分	⑨		12
		⑩		13

消費税額	⑪	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	21	
※申告書(第一表)の②欄へ		2 / 1 3 8 0 5 8 0		
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		22
	4 % 適用分	⑬		23
	6.3 % 適用分	⑭		24
	6.24 % 適用分	⑮	1 / 1 7 7 9 5 6 0	25
	7.8 % 適用分	⑯	9 6 0 / 1 0 2 0	26

返還等対価に係る税額	⑰	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ		5 9 7 0 2 4		
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	5 9 7 0 2 4	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	41	
(注2)	4 % 適用分	㉑		42
	6.3 % 適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	7 9 0 4 5 0 0	44

(注1) ⑧～⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和4・1・1～令和4・12・31	氏名又は名称	株式会社 国税商事
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)
課税標準額 ①		188,775,000	123,090,000	311,865,000
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	188,775,925	123,090,909	311,866,834
	①・2			
消費税額 ②		11,779,560	9,601,020	21,380,580
控除過大調整税額 ③				
控除税額	控除対象仕入税額 ④	6,492,951	6,298,855	12,791,806
	返還等対価に係る税額 ⑤	261,220	335,804	597,024
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	261,220	335,804	597,024
	⑤ 内 特定課税仕入れの返還等対価に係る税額			
	貸倒れに係る税額 ⑥		87,218	87,218
	控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	6,754,171	6,721,877	13,476,048
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧				
差引税額 (②+③-⑦) ⑨				7,904,500
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 (⑧) ⑩			
	差引税額 (⑨) ⑪			7,904,500
譲渡割納額	還付額 ⑫			
	納税額 ⑬			2,229,400

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

一般

課税期間		額4・1・1～額4・12・31	氏名又は名称	株式会社 国税商事
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 (A+B) C
課税売上額 (税抜き)	①	184,589,703	118,785,728	303,375,431
免税売上額	②			11,000,000
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④			314,375,431
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤			314,375,431
非課税売上額	⑥			7,000,000
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦			321,375,431
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧			[97 %] ※端数切捨て
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	112,378,000	88,830,000	201,208,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	6,492,951	6,298,855	12,791,806
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫			
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭)	⑮	6,492,951	6,298,855	12,791,806
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯	6,492,951	6,298,855	12,791,806
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑯の金額)	⑰			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑯の金額)	⑱			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑯の金額)	⑲			
一括比例配分方式により控除する 課税仕入れ等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			
控除対象仕入税額 [(⑯、⑱又は⑳)の金額]±㉑±㉒±㉓がプラスの時	㉔	6,492,951	6,298,855	12,791,806
控除過大調整税額 [(⑯、⑱又は⑳)の金額]±㉑±㉒±㉓がマイナスの時	㉕			
貸倒回収に係る消費税額	㉖			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てて。
2 ⑩及び⑫には、繰引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。

《特定課税仕入れがある場合の申告書の作成手順》

I 課税売上げ等の金額の区分

課税期間中の売上高を、課税売上高、免税売上高及び非課税売上高に区分して集計します。

なお、課税売上割合の計算に必要ですので、これらの売上高ごとの売上対価の返還等の金額（返品を受け、又は値引き・割戻しをした金額）も同様に区分して集計します。

また、消費税及び地方消費税の税率は、標準税率（消費税率7.8%、地方消費税率2.2%）と軽減税率（消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）の複数税率であるため、課税売上高及び課税仕入れ等の金額について、その取引に適用される税率ごとにそれぞれ区分する必要があります。

この「書き方」では、取引内容が次のとおりである12月決算法人を例に記載方法を説明します。

設 例

霞商会株式会社の当課税期間（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の課税売上高等の状況は、次のとおりです。

なお、旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用される取引はありません。

また、売上げを適用税率ごとに区分することが困難な中小事業者に対する売上税額の計算の特例（注1）は適用していません。

項 目	合計金額	うち税率6.24% 適用分	うち税率7.8% 適用分
1 売上高	円	円	円
(1) 課税売上高（税込み）	254,800,000	0	254,800,000
(2) 免税売上高	15,000,000	-	-
(3) 非課税売上高	32,000,000	-	-
(4) 不課税売上高	-	-	-
2 売上げに係る対価の返還等の金額 （課税売上げに係るもの（税込み））	-	-	-
3 課税仕入れの金額（税込み）	161,640,000	6,160,000	155,480,000
うち 課税売上げにのみ要するもの	126,760,000	0	126,760,000
うち 課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの	33,564,000	6,160,000	27,404,000
うち 非課税売上げにのみ要するもの	1,316,000	0	1,316,000
4 特定課税仕入れの金額 （課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの）	2,400,000	-	2,400,000
5 中間納付税額	4,680,300	-	-
6 中間納付譲渡割額	1,320,000	-	-

（注1） 売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者）に対しては、売上税額の計算の特例が設けられています。詳しくは、4ページ又は国税庁ホームページをご覧ください。

（注2） 金額の計算過程において生じた1円未満の端数については、その都度切り捨てます。

II 課税標準額及び消費税額の計算（付表1-3①～②欄の作成）

■ 1 「課税資産の譲渡等の対価の額①－1」欄

課税売上高（税込み）に $\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けて課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

254,800,000円（課税売上高（税込み））× $\frac{100}{110}$ = 231,636,363円

合計 C

0円 + 231,636,363円 = 231,636,363円

（注） 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額を基に課税資産の譲渡等の対価の額を計算します。

■ 2 「特定課税仕入れに係る支払対価の額①－2」欄

特定課税仕入れに係る支払対価の額を記載します。

税率7.8%適用分 B 及び合計 C

2,400,000円

（注1） 特定課税仕入れがある場合には、特定課税仕入れに係る支払対価の額が課税標準となりますので、課税期間中の課税仕入れを、特定課税仕入れの金額と特定課税仕入れ以外の金額とに区分して集計します。

（注2） 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合には、減額した後の金額が①－2欄の金額となります。

■ 3 「課税標準額①」欄

①－1欄と①－2欄の金額を合計し、千円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

231,636,363円 + 2,400,000円 = 234,036,363円 ⇒ 234,036,000円（千円未満切捨て）

合計 C

0円 + 234,036,000円 = 234,036,000円

■ 4 「消費税額②」欄

■ 3で算出した課税標準額に6.24%又は7.8%を掛けて消費税額を計算します。

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

234,036,000円（課税標準額）× 7.8% = 18,254,808円

合計 C

0円 + 18,254,808円 = 18,254,808円

III 課税売上割合及び控除対象仕入税額等の計算（付表2-3の作成）

■ 1 「課税売上額（税抜き）①」欄

税率6.24%適用分 A

0円

税率7.8%適用分 B

設例の場合は売上対価の返還等の金額がないので、付表1-3の①－1 B欄と同じ金額を転記します。

231,636,363円

合計 C

0円 + 231,636,363円 = 231,636,363円

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、減額した後の金額に

$\frac{100}{108}$ 又は $\frac{100}{110}$ を掛けた金額が① A欄又は① B欄の金額となります。

■ 2 「免税売上額②」欄

15,000,000円

■ 3 「課税資産の譲渡等の対価の額④」欄

231,636,363円 + 15,000,000円 = 246,636,363円

■ 4 「課税資産の譲渡等の対価の額⑤」欄

④欄から転記します。

246,636,363円

■ 5 「非課税売上額⑥」欄

非課税資産の譲渡等の対価の額で課税売上割合の分母に算入すべき金額を⑥欄に記載します。

設例の場合は、非課税売上高32,000,000円を記載します。

(注) 課税売上割合の分母に算入すべき金額については、株式等の特定の有価証券の譲渡の場合や、貸付金、預金、売掛金その他の金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡があった場合、その譲渡対価の5%相当額とするなど、調整が必要となる場合がありますのでご注意ください。

■ 6 「課税売上割合⑧」欄

$$\frac{231,636,363\text{円（課税売上額（税抜き））} + 15,000,000\text{円（免税売上額）}}{231,636,363\text{円（課税売上額（税抜き））} + 15,000,000\text{円（免税売上額）} + 32,000,000\text{円（非課税売上額）}} = \frac{246,636,363\text{円（④欄）}}{278,636,363\text{円（⑦欄）}} = 88.515\cdots\% < 95\%$$

(注1) 課税売上割合の端数処理は原則として行いませんが、任意の位で切り捨てることも認められます。

(注2) 課税売上割合の計算上は、課税標準となる特定課税仕入れに係る金額を考慮する必要はありません。また、国外事業者においては、「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び「特定役務の提供」に係る金額を考慮する必要はありません。

(注3) 課税売上割合が95%以上である場合、その課税期間については、当分の間、特定課税仕入れはなかったものとされます。

設例の場合は、88%を記載します。

■ 7 「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）⑨」欄

課税期間中の課税仕入れに係る支払対価の額から課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率6.24%適用分 A

6,160,000円

税率7.8%適用分 B

155,480,000円

合計 C

6,160,000円 + 155,480,000円 = 161,640,000円

(注1) 国内で行った課税仕入れのうち、国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の「電気通信利用役務の提供」については、「登録国外事業者」から受けたもののみが仕入税額控除の対象となりますのでご注意ください。

(注2) 課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接仕入金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額（税込み）を記載します。

■ 8 「課税仕入れに係る消費税額⑩」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{課税仕入れに係る支払対価の額（仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110} - \text{仕入対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

(設例の場合)

税率6.24%適用分 A

$$6,160,000円 \times \frac{6.24}{108} = 355,911円$$

税率7.8%適用分 B

$$155,480,000円 \times \frac{7.8}{110} = 11,024,945円$$

合計 C

355,911円 + 11,024,945円 = 11,380,856円

(注1) 保税地域から引き取った課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額がある場合は、その税額を「課税貨物に係る消費税額⑬」欄に記載します。なお、課税貨物に係る消費税額について還付を受けた金額がある場合は、その金額を控除した残額を記載します。

(注2) 免税事業者が課税事業者となる場合や課税事業者が免税事業者となる場合は、棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額の調整が必要です。この場合、加算又は減算すべき棚卸資産に係る課税仕入れ等の税額を「納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)⑭」欄に記載します。

■9 「特定課税仕入れに係る支払対価の額⑪」欄

課税期間中の特定課税仕入れに係る支払対価の額から特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を控除した後の金額を記載します。なお、控除しきれない場合は、税務署にご相談ください。

税率7.8%適用分B及び合計C

2,400,000円

(注) 特定課税仕入れに係る対価の返還等の金額を直接特定課税仕入れの金額から減額する方法で経理している場合は、減額後の金額を記載します。

■10 「特定課税仕入れに係る消費税額⑫」欄

次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額 (特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)} \times \frac{7.8}{100} - \text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額} \times \frac{7.8}{100}$$

(設例の場合)

税率7.8%適用分B及び合計C

$$2,400,000円 \times \frac{7.8}{100} = 187,200円$$

■11 「課税仕入れ等の税額の合計額⑮」欄

税率6.24%適用分A

355,911円

税率7.8%適用分B

$$11,024,945円 + 187,200円 = 11,212,145円$$

合計C

$$355,911円 + 11,212,145円 = 11,568,056円$$

■12 「課税売上高が5億円以下、かつ、課税売上割合が95%以上の場合⑯」欄及び「課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合⑰～⑳」欄

設例の場合、課税期間中の課税売上割合が88.515…%ですので、個別対応方式又は一括比例配分方式により控除税額を計算します。設例においては、個別対応方式を選択します。

(注) ここでいう課税売上高は「課税売上額(税抜き)①」欄の額と「免税売上額②」欄の額の合計額をいいます。
なお、課税期間が1年に満たない場合には、1年に満たない課税期間における課税売上高を年換算した金額(当該課税期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額)となります。

(1) 「⑮のうち、課税売上げにのみ要するもの⑰」欄

税率6.24%適用分A

0円

税率7.8%適用分B

$$126,760,000円 \times \frac{7.8}{110} = 8,988,436円$$

合計C

$$0円 + 8,988,436円 = 8,988,436円$$

- (2) 「⑮のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの⑱」欄

税率6.24%適用分 A

$$6,160,000円 \times \frac{6.24}{108} = 355,911円$$

税率7.8%適用分 B

$$\text{課税仕入れのうち共通して要するもの } 27,404,000円 \times \frac{7.8}{110} = 1,943,192円$$

$$\text{特定課税仕入れのうち共通して要するもの } 2,400,000円 \times \frac{7.8}{100} = 187,200円$$

$$1,943,192円 + 187,200円 = 2,130,392円$$

合計 C

$$355,911円 + 2,130,392円 = 2,486,303円$$

- (3) 「個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額⑲」欄

税率6.24%適用分 A

$$0円 + \left(355,911円 \times \frac{246,636,363円 \text{ (④欄)}}{278,636,363円 \text{ (⑦欄)}} \right) = 315,036円$$

税率7.8%適用分 B

$$8,988,436円 + \left(2,130,392円 \times \frac{246,636,363円 \text{ (④欄)}}{278,636,363円 \text{ (⑦欄)}} \right) = 10,874,163円$$

合計 C

$$315,036円 + 10,874,163円 = 11,189,199円$$

■13 「差引・控除対象仕入税額⑳」欄

表示の計算式に従って控除対象仕入税額を計算します。

(注) ㉑欄の計算式による計算結果がマイナスの場合には、その金額を「差引・控除過大調整税額㉒」欄に記載します。

■14 「貸倒回収に係る消費税額㉓」欄

貸倒処理した課税売上げに係る債権を回収した場合、その回収金額に含まれる消費税額を記載します。

Ⅳ 納付（還付）税額の計算（付表1-3③～⑬欄の作成）

■ 1 「控除過大調整税額③」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の②⑤ A 欄と②⑥ A 欄の合計金額を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の②⑤ B 欄と②⑥ B 欄の合計金額を記載します。

■ 2 「控除対象仕入税額④」欄

税率6.24%適用分 A

付表2-3の②④ A 欄の金額315,036円を記載します。

税率7.8%適用分 B

付表2-3の②④ B 欄の金額10,874,163円を記載します。

合計 C

315,036円 + 10,874,163円 = 11,189,199円

■ 3 「売上げの返還等対価に係る税額⑤－1」欄

課税売上げに係る対価の返還等の金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

(注) 売上金額から売上対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 4 「特定課税仕入れの返還等対価に係る税額⑤－2」欄

(注) 特定課税仕入れの金額から特定課税仕入れの対価の返還等の金額を直接減額する方法で経理している場合は、この欄に記載する必要はありません。

■ 5 「返還等対価に係る税額⑤」欄

■ 3 及び ■ 4 の金額を記載します。

■ 6 「貸倒れに係る税額⑥」欄

課税売上げに係る売掛金等のうち、貸倒れとなった金額がある場合に、その金額に含まれる税額を記載します。

■ 7 「控除税額小計⑦」欄

表示の計算式（④+⑤+⑥）に従って控除税額小計を計算します。

■ 8 「差引税額⑨」欄

表示の計算式（②+③－⑦）により計算した金額の百円未満の端数を切り捨てた金額を記載します。

18,254,808円 - 11,189,199円 = 7,065,609円

7,065,609円 ⇒ 7,065,600円（百円未満切捨て）

■ 9 「地方消費税の課税標準となる消費税額・差引税額⑪」欄

⑨欄の金額7,065,600円を記載します。

■ 10 「譲渡割額・納税額⑬」欄

⑪欄の金額に $\frac{22}{78}$ を掛けた金額の百円未満を切り捨てた金額を記載します。

$$7,065,600円 \times \frac{22}{78} = 1,992,861円$$

1,992,861円 ⇒ 1,992,800円（百円未満切捨て）

V 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）第二表の作成

付表1-3及び付表2-3の作成が終わりましたら、付表1-3から次のとおり申告書第二表に必要な事項を転記します。

申告書第二表の記載項目			転記元項目
課税標準額		①	付表 1-3 ①C欄の金額
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	6.24%適用分	⑤	付表 1-3 ①-1 A欄の金額
	7.8%適用分	⑥	付表 1-3 ①-1 B欄の金額
		⑦	付表 1-3 ①-1 C欄の金額
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額	7.8%適用分	⑨	付表 1-3 ①-2 B欄の金額
		⑩	付表 1-3 ①-2 C欄の金額
消費税額		⑪	付表 1-3 ②C欄の金額
⑪の内訳	6.24%適用分	⑮	付表 1-3 ②A欄の金額
	7.8%適用分	⑯	付表 1-3 ②B欄の金額
返還等対価に係る税額		⑰	付表 1-3 ⑤C欄の金額
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱	付表 1-3 ⑤-1 C欄の金額
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額	⑲	付表 1-3 ⑤-2 C欄の金額
地方消費税の課税標準となる消費税額		⑳	付表 1-3 ⑪欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	付表 1-3 ⑪欄（プラスの場合） 又は⑩欄（マイナスの場合）の金額

ここまで、作成が終わりましたら、21ページ～24ページを参考に申告書第一表の各欄及び申告書第二表のその他の項目を記載してください。

第3-(1)号様式

納税地 千代田区霞が関〇-〇-〇
(フリガナ) カスミョウカイ カブシキガイシャ
法人名 霞商会 株式会社
法人番号 1〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ) カスミ タロウ
代表者氏名 霞 太郎

一連番号
所管 申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認
指 導 年 月 日 相談 区分1 区分2 区分3
令和

法人用 第一表

自 平成 4年 1月 1日
至 令和 4年 12月 31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日)

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 234036000
消費税額 18254808
控除額 11189199
中間納付税額 4680300
納付税額 2385300
課税売上割合 246636363 / 278636363
この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準額 7065600
譲渡割額 1992800
納付譲渡割額 672800
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 3058100

付記事項
割賦基準の適用
延払基準等の適用
工事進行基準の適用
現金主義会計の適用
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
控除計算方法
上記以外
基準期間の課税売上高 250,000千円
還す付る金を受けようとする等
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所
預金 口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号
郵便局名等
*税務署整理欄
税理士名
(電話番号)

⑪・⑫又は⑬・⑭の記入をおこなう。

⑮ = (⑪ + ⑫) - (⑬ + ⑭ + ⑯) : 修正申告の場合⑮ = ⑪ + ⑫
⑯ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

令和元年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

課税標準額等の内訳書

整理番号

法人用

納税地	千代田区霞が関〇-〇-〇 (電話番号 03 - 0000 - 0000)
(フリガナ)	カスミショウカイ カブシキガイシャ
法人名	霞商会 株式会社
(フリガナ)	カスミ タロウ
代表者氏名	霞 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="checkbox"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="checkbox"/>	附則38②	52

第二表

自 令和 4年 1月 1日
至 令和 4年 12月 31日

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

(中間申告 自 令和 年 月 日)
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

令和四年四月一日以後終了課税期間分

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書(第一表)の①欄へ		2 3 4 0 3 6 0 0 0	01

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3%適用分	②		02
	4%適用分	③		03
	6.3%適用分	④		04
	6.24%適用分	⑤		05
	7.8%適用分	⑥	2 3 1 6 3 6 3 6 3	06
		⑦	2 3 1 6 3 6 3 6 3	07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3%適用分	⑧		11
	7.8%適用分	⑨	2 4 0 0 0 0 0	12
		⑩	2 4 0 0 0 0 0	13

消費税額	⑪	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	21	
※申告書(第一表)の②欄へ		1 8 2 5 4 8 0 8	21	
⑪の内訳	3%適用分	⑫		22
	4%適用分	⑬		23
	6.3%適用分	⑭		24
	6.24%適用分	⑮		25
	7.8%適用分	⑯	1 8 2 5 4 8 0 8	26

返還等対価に係る税額	⑰	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	31	
※申告書(第一表)の⑤欄へ			31	
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		33

地方消費税の課税標準となる消費税額	⑳	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	41	
(注2)	4%適用分	㉑		42
	6.3%適用分	㉒		43
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	7 0 6 5 6 0 0	44

(注1) ⑧~⑩及び⑲欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。
(注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一般

課税期間		令和4・1・1～令和4・12・31	氏名又は名称	霞商会 株式会社	
区分		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 C (A+B)	
課税標準額	①	000	234,036,000	234,036,000	
① 課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	0	231,636,363	231,636,363	
	①・2		2,400,000	2,400,000	
消費税額	②	0	18,254,808	18,254,808	
控除過大調整税額	③				
控除税額	控除対象仕入税額	④	315,036	10,874,163	
	返還等対価に係る税額	⑤			
	⑤ 売上げの返還等対価に係る税額	⑤・1			
		⑤・2			
	貸倒れに係る税額	⑥			
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦	315,036	10,874,163	11,189,199
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧				
差引税額 (②+③-⑦)	⑨			7,065,600	
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額 (⑧)	⑩			
	差引税額 (⑨)	⑪		7,065,600	
譲渡割額	還付額	⑫			
	納税額	⑬		1,992,800	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

課税期間		額4・1・1～額4・12・31	氏名又は名称	霞商会 株式会社
項目		税率 6.24 % 適用分 A	税率 7.8 % 適用分 B	合計 (A+B) C
課税売上額 (税抜き)	①	0	231,636,363	231,636,363
免税売上額	②			15,000,000
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)	④			246,636,363
課税資産の譲渡等の対価の額 (④の金額)	⑤			246,636,363
非課税売上額	⑥			32,000,000
資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)	⑦			278,636,363
課税売上割合 (④ / ⑦)	⑧			[88 %]
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑨	6,160,000	155,480,000	161,640,000
課税仕入れに係る消費税額	⑩	355,911	11,024,945	11,380,856
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑪		2,400,000	2,400,000
特定課税仕入れに係る消費税額	⑫		187,200	187,200
課税貨物に係る消費税額	⑬			
納税義務の免除を受けない(受ける) こととなった場合における消費税額 の調整(加算又は減算)額	⑭			
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬±⑭)	⑮	355,911	11,212,145	11,568,056
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)	⑯			
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑰	0	8,988,436	8,988,436
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑱	355,911	2,130,392	2,486,303
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑮の金額)のうち、個別対応方式により控除する 課税仕入れ等の税額 [(⑰)+(⑱×④/⑦)]	⑲	315,036	10,874,163	11,189,199
一括比例配分方式により控除する課税仕入れ 等の税額 (⑮×④/⑦)	⑳			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	㉑			
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉒			
居住用賃貸建物を課税賃貸用 に供した(譲渡した)場合の加算額	㉓			
控除対象仕入税額 [(⑰、⑱又は⑲)の金額]±㉑±㉒±㉓がプラスの時	㉔	315,036	10,874,163	11,189,199
控除過大調整税額 [(⑰、⑱又は⑲)の金額]±㉑±㉒±㉓がマイナスの時	㉕			
貸倒回収に係る消費税額	㉖			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 ⑩及び⑫には、繰引き、割引き、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。